

国立教育政策研究所の保有する個人情報の管理に関する規程

平成17年3月31日
国立教育政策研究所長決定
令和2年3月31日一部改正
令和3年10月1日一部改正

第1章 総則 (目的)

第1条 この規程は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、国立教育政策研究所における保有個人情報等の適切な管理のために必要な事項を定め、もって個人情報の適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、行政機関個人情報保護法第2条及び番号法第2条の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 部・センター 総務部、研究企画開発部、教育政策・評価研究部、生涯学習政策研究部、初等中等教育研究部、高等教育研究部、国際研究・協力部、教育データサイエンスセンター、教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター、幼児教育研究センター、社会教育実践研究センター及び文教施設研究センターをいう。
- 二 保有個人情報等 保有個人情報、個人番号及び行政機関個人情報保護法第44条の15第1項に規定する行政機関非識別加工情報等（以下「行政機関非識別加工情報等」という。）をいう。
- 三 特定個人情報等 特定個人情報及び個人番号をいう。
- 四 情報システム 国立教育政策研究所において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

第2章 管理体制

(総括個人情報保護管理者)

第3条 国立教育政策研究所に総括個人情報保護管理者を一人置く。

- 2 総括個人情報保護管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括個人情報保護管理者は、所長を補佐し、国立教育政策研究所における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(個人情報保護管理者)

第4条 部・センターに個人情報保護管理者を一人又は複数人置く。

- 2 個人情報保護管理者は、課を置く部・センターにおいては課長を充て、課を置かない部・センターにおいては部長又はセンター長をもって充てる。
- 3 個人情報保護管理者は、部・センターにおける保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、個人情報保護管理者は第6条第1項に規定する個人情報保有情報システム管理責任者と連携して、その任に当たる。

(個人情報保護担当者)

第5条 部・センターに個人情報保護担当者を一人又は複数人置く。

- 2 個人情報保護担当者は、課長を個人情報保護管理者とする部・センターにおいては筆頭係長をもって充て、部長又はセンター長を個人情報保護管理者とする部・センターに

においては、所属する当該教官又は行政官をもって充てる。

3 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、部・センターにおける保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(個人情報保有情報システム管理責任者)

第6条 国立教育政策研究所に個人情報保有情報システム管理責任者を一人又は複数人置く。

2 個人情報保有情報システム管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末を保有する部・センターにおいて、課を置く部・センターにおいては課長を充て、課を置かない部・センターにおいては部長又はセンター長をもって充てる。

3 個人情報保有情報システム管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末を適切に管理する任に当たる。

(個人情報保護監査責任者)

第7条 国立教育政策研究所に個人情報保護監査責任者を一人置く。

2 個人情報保護監査責任者は、総務部長をもって充てる。

3 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第8条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催するものとする。

(特定個人情報等取扱者)

第9条 個人情報保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱者」という。）及びその役割並びに特定個人情報等取扱者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

第3章 教育研修

(研修)

第10条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末の管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システム又は端末の管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、部・センターの現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に行うものとする。

4 個人情報保護管理者又は個人情報保有情報システム管理責任者は、部・センターの職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第11条 職員は、行政機関個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

第12条 職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い (個人情報の保有の制限等)

第13条 個人情報保護管理者は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 個人情報保護管理者は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第14条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(利用目的の明示)

第15条 職員は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用の制限)

第16条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等（特定個人情報等を除く。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(特定個人情報等の利用制限)

第17条 職員は、番号法により定められた利用目的以外の目的のために特定個人情報等を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 本人の同意を得ることが困難であると認められるとき。

(個人番号の提供の求めの制限)

第18条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（次条及び第47条において「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第19条 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（アクセスの制限）

第20条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（匿名化の程度等による個人識別の容易性、要配慮個人情報の有無並びに漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合に生じ得る被害の性質及びその程度等を含む。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセスする権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第21条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、個人情報保護管理者の指示に従い行うものとする。

一 保有個人情報等の複製

二 保有個人情報等の送信

三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（正確性の確保）

第22条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等（行政機関非識別加工情報等を除く。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（誤りの訂正等）

第23条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、訂正等を行った場合は、当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを共有する他の個人情報保護管理者に周知するものとする。

（媒体の管理等）

第24条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

（廃棄等）

第25条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下この条において同じ。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第26条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等（特定個人情報等を除く。以下この条において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

2 個人情報保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱いの状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第6章 保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末における安全の確保等 (アクセス制御)

第27条 個人情報保護管理者及び個人情報保有情報システム管理責任者は、保有個人情報等（保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末で取り扱うものに限る。以下この章（第39条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者及び個人情報保有情報システム管理責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第28条 個人情報保護管理者及び個人情報保有情報システム管理責任者（以下この章において「個人情報保護管理者等」という。）は、保有個人情報等（特定個人情報等を除く。以下この条において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を、一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者等は、特定個人情報等へのアクセス記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析するために必要な措置を講ずる。

3 個人情報保護管理者等は、前2項のアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第29条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含み又は含むおそれのある一定量以上の情報が保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末からダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第30条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第31条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第32条 個人情報保護管理者等は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第33条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 個人情報保護管理者等は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第34条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第35条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第36条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第37条 個人情報保護管理者等は、庁舎等を管理する者の協力を得て、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、個人情報保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第38条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末からログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第39条 職員は、保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末で取り扱う保有個人情報等(行政機関非識別加工情報等を除く。以下この条において同じ。)の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第40条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第41条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製等及び廃棄について必要な措置を講ずるものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退の管理)

第42条 個人情報保有情報システム管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限並びに検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設等を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 個人情報保有情報システム管理責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 個人情報保有情報システム管理責任者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワ

ード等の管理に関する定め（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室の管理）

第43条 個人情報保有情報システム管理責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 個人情報保有情報システム管理責任者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第44条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等（行政機関非識別加工情報等及び特定個人情報等を除く。以下この条及び第46条において同じ。）を提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を提供することができる。ただし、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき

二 本人に提供するとき

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人において、保有個人情報等の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報等を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報等を提供することについて特別の理由があるとき。

3 個人情報保護管理者は、前項第三号及び第四号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

4 個人情報保護管理者は、第2項第三号及び第四号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認して、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

5 個人情報保護管理者は、第2項第三号の規定に基づき、行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

6 個人情報保護管理者は、保有個人情報等を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

（行政機関非識別加工情報等の提供）

第44条の2 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を提供してはならない。

2 個人情報保護管理者は、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この条及び第49条の2第3項において「契約相手方」という。）から当該契約相手方が講じた行政機関非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告

を受けたときは、直ちに、総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 3 個人情報保護管理者は、第2項の規定に基づく報告を受けたときは、当該契約相手方が是正のために講じた措置を確認するものとする。

(特定個人情報等の提供制限)

第45条 職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託)

第46条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

- 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

- 4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 5 保有個人情報等が記録されている媒体又は保有個人情報等を取り扱う情報システム又は端末等の廃棄を外部に委託する場合は、第1項に定めるもののほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約しなければならない。

- 6 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持業務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。

- 7 個人情報保護管理者は、前項の派遣労働者に保有個人情報等の取扱いに係る業務を行わせる場合は、当該派遣労働者に関係法令及び本規程等を遵守させるための指導及び監督を行うものとする。

(行政機関非識別加工情報等の作成又は取扱いに係る業務の委託)

第46条の2 行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、行政機関非識別加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、行政機関非識別加工情報等の管理の状況についての検査に

関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 一 行政機関非識別加工情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 行政機関非識別加工情報等の複製等の制限に関する事項
 - 四 行政機関非識別加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における行政機関非識別加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る行政機関非識別加工情報等の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに行政機関非識別加工情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。
 - 3 委託先において、行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る行政機関非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。
 - 4 行政機関非識別加工情報等が記録されている媒体又は行政機関非識別加工情報等を取り扱う情報システム等の廃棄を外部に委託する場合には、第1項に定めるもののほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約しなければならない。
 - 5 行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等行政機関非識別加工情報等の適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。
 - 6 個人情報保護管理者は、前項の派遣労働者に行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を行わせる場合は、当該派遣労働者に関係法令及び本規則等を遵守させるための指導及び監督を行うものとする。
(特定個人情報の取扱いに係る業務の委託)

第47条 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき委託元が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、番号法に基づき委託元が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で当該再委託の諾否を判断するものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応 (事案の報告及び再発防止措置)

第48条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案の発生又はその発生のおそれを認識した場合及び特定個人情報等取扱者が総括個人情報保護管理者の定めに違反している事実又はその兆候を把握した場合において、その事案等を認識又は把握した職員は、直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルの取り外し等、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせる場合を含む。）ものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、発生した事案の経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに、総括個人情報保護管理者に、当該事案の内容等について報告するものとする。

- 4 総括個人情報保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を所長に速やかに報告するものとする。
- 5 総括個人情報保護管理者又は個人情報保護管理者は、事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第49条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定により公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに文部科学省（総合教育政策局）へ報告するとともに総務省（行政管理局）に情報提供を行うものとする。
- 3 第1項の規定により公表を行う事案のうち、特定個人情報等又は行政機関非識別加工情報等に関するものについては、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護委員会に速やかに情報提供を行うものとする。

(個人情報保護委員会への報告)

第49条の2 総括個人情報保護管理者は、特定個人情報等に係る事案について、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。

- 一 第48条第3項の報告を受けたとき。
- 二 第48条第5項の措置を講じたとき。
- 2 総括個人情報保護管理者は、行政機関非識別加工情報等に係る事案について、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。
 - 一 第44条の2第2項及び第48条第3項の報告を受けたとき。
 - 二 第48条第5項の措置を講じたとき。
- 3 個人情報保護管理者は、契約相手方が行政機関個人情報保護法第44条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したときは、総括個人情報保護管理者を通じて、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第50条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章に規定する措置の状況を含む国立教育政策研究所における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査含む。以下同じ。）を行うものとする。

(点検)

第51条 個人情報保護管理者は、部・センターにおける保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第52条 総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 雑則

第53条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、総括個人情報保護管理者が定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年12月25日から施行する。ただし、第17条及び第47条の規定は、平成28年1月1日から実施する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、制定の日から実施し、平成29年5月30日から適用する。

附則

この規程は、平成31年2月4日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。